

令和 7 年 10 月 19 日執行

八雲町長選挙・町議会議員選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

（自動車、ビラ及びポスター）

八雲町選挙管理委員会
電話 0137-62-2111

は じ め に

この手引きは、八雲町議会議員及び町長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目 次

1	公職選挙法改正の概要	1
2	公費負担制度とは	1
3	公費負担の種類	1
4	対象となる候補者	1
5	公費負担の限度額	2～3
6	諸手続	4
	【1】契約締結と契約届出	4
	【2】確認申請	4
	【3】使用（作成）証明書の交付	4
	【4】費用の請求	5～6
	・選挙運動用自動車(ハイヤー・タクシー)の諸手続について	7～8
	・選挙運動用自動車の借入(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	9～10
	・選挙運動用自動車の燃料代(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	11～12
	・選挙運動用自動車の運転手(ハイヤー・タクシー以外)の諸手続について	13～14
	・選挙運動用ビラの作成の諸手続について	15～16
	・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	17～18
	《参考資料》 選挙運動費用の公費負担制度Q & A	19～31

1 公職選挙法改正の概要

令和2年6月に公布された、公職選挙法の一部を改正する法律により、町議会議員及び町長選挙における選挙運動費用を（八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定により）公費で負担できることとなりました。

また、町議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁になるとともに、選挙公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されました。

2 公費負担制度とは

この制度は、町議会議員及び町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ビラの作成」並びに「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託金が没収されない候補者に限り、八雲町が各契約業者等に直接費用をお支払いするものです。

3 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、八雲町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下のとおりです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

4 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

- ◆ 八雲町議会議員選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \div \text{議員定数} \times 1/10$
- ◆ 八雲町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \times 1/10$

これを直近の町議会議員選挙（平成29年10月15日執行）の有効投票総数を参考にすると次のようになります。

区 分	定数	有効投票総数	供託物没収点
八雲町議会議員選挙	14人	9,931票	70.93票未満
八雲町長選挙	1人	(無投票のため町議選の有効投票総数を使用) 9,931票	993.10票未満

5 公費負担の限度額等

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計金額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円 × 5日 = 322,500円	1 の 契 約 と 2 の 契 約 は 選 択
	2 イ. 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等 からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用 された各日の料金の合計金額 (1日について1台に限る)	1日 16,100円 × 5日 = 80,500円	
	1 ロ. 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金 (代替車を含む)	1日 7,700円 × 5日 = 38,500円	
	ハ. 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従 事した各日の報酬の合計金額 (1日について1人に限る)	1日 12,500円 × 5日 = 62,500円	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ) とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営営するものと燃料及び運転手込みで自動車を借入する契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(単価の上限と実際の作成単価との いずれか少ない方の額) × (枚数の上限と実際の作成枚数との いずれか少ない方の枚数)	8円38銭	【町長】 2種類以内で 5,000枚
		【町議会議員】 2種類以内で 1,600枚

【例1】町長選挙運動用ビラ5,400枚の作成を35,100円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、35,100円 ÷ 5,400枚 = 6円50銭になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
6円50銭 × 5,000枚 = **32,500円**が公費負担の対象となります。
この32,500円を超える分の2,600円は候補者の負担になります。

【例2】町議選挙運動用ビラ1,600枚の作成を15,200円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、15,200円 ÷ 1,600枚 = 9円50銭になります。
この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、
8円38銭 × 1,600枚 = **13,408円**が公費負担の対象となります。
この13,408円を超える分の1,792円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(単価の上限と実際の作成単価との いずれか少ない方の額) × (枚数の上限と実際の作成枚数との いずれか少ない方の枚数)	928円	59枚 ※

※・・・ポスター掲示場数(53ヶ所)×1.1の数=59(小数点切上)

【例1】選挙運動用ポスター55枚の作成を70,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、70,000円÷55枚=1,400円になります。
作成単価が上限を超え、作成枚数が上限以下のため、928円×55枚
=51,040円が公費負担の対象となります。
この51,040円を超える分の18,960円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター100枚の作成を90,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、90,000円÷100枚=900円になります。
作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
900円×59枚=53,100円が公費負担の対象となります。
この53,100円を超える分の36,900円は候補者の負担になります。

6 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届 出 先 ・ 八雲町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 ・ 契約が立候補届出の前の場合 ・ ・ ・ ・ 立候補届出の時
・ 契約が立候補届出の後の場合 ・ ・ ・ ・ 契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 ・ 各業者等との契約書の写し

◆注意事項

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、① 自動車の借入れ、② 燃料代、③ 運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を生業として行うものに限りします。

【2】確認申請

下記（１）については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

- (1) 確認申請が必要なもの
 - ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
 - ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認
 - ・ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認

(2) 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請書の提出先 八雲町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【４】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、八雲町が業者等に直接お支払いをします。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	① 請求書【様式第13号（その１）】 ② 請求内訳書【様式第13号（その２）】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号（その１）】
	自動車の借入れ	① 請求書【様式第13号（その１）】 ② 請求内訳書【様式第13号（その２）】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号（その１）】
	上記以外の契約による場合 燃料代	① 請求書【様式第13号（その１）】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ② 請求内訳書【様式第13号（その３）】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号（その２）】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第７号】
	運転手の報酬	① 請求書【様式第13号（その１）】 ② 請求内訳書【様式第13号（その４）】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号（その３）】
選挙運動用ビラの作成		① 請求書【様式第14号（その１）】 ② 請求内訳書【様式第14号（その２）】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第８号】
選挙運動用ポスターの作成		① 請求書【様式第15号（その１）】 ② 請求内訳書【様式第15号（その２）】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第９号】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町長 宛（提出先：八雲町選挙管理委員会事務局まで）

TEL 0137-62-2111（内線351）

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

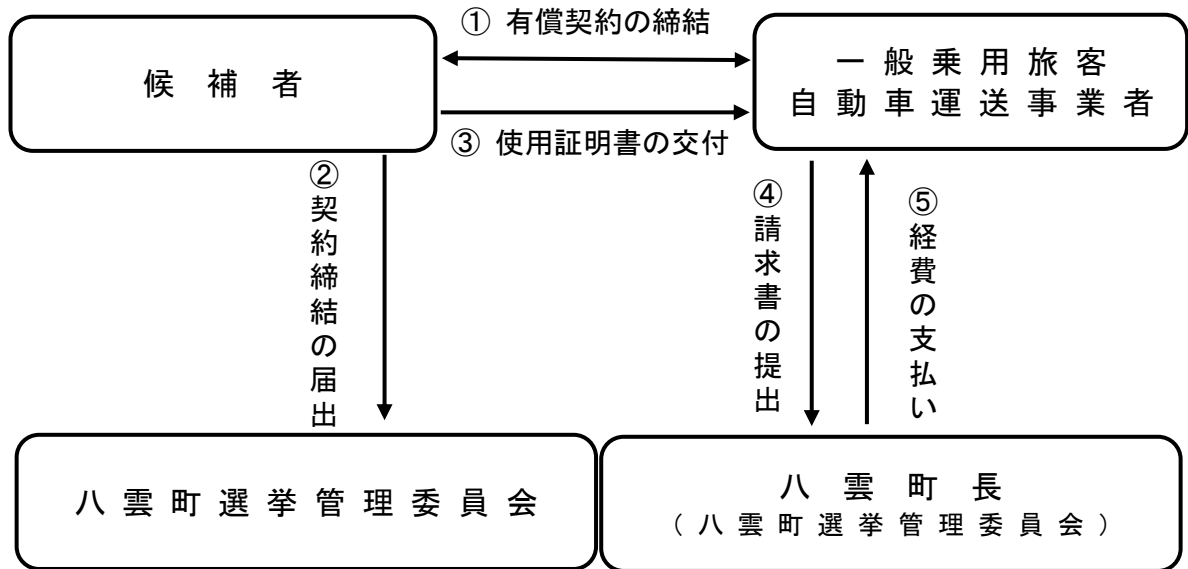
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【様式第13号（その2）】	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)〔記載例 1 頁参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第 1 号】〔記載例 2 頁参照〕	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】 〔記載例 3～4 頁参照〕	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	- 請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号(その1)】 〔記載例 5 頁参照〕 - 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・自動車)【様式第13号(その2)】 〔記載例 6 頁参照〕	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、八雲町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

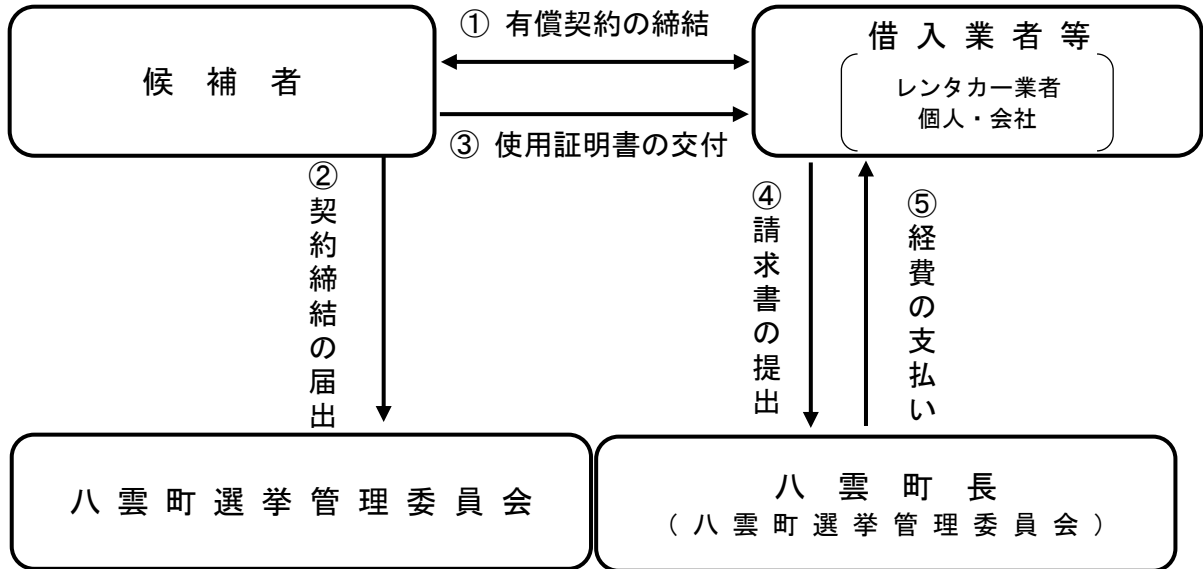
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【様式第13号（その2）】	

選挙運動用自動車の使用 (自動車の借入れ)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車車輛賃借契約書 (契約に関する書面)〔記載例7頁参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】〔記載例8頁参照〕	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】 〔記載例9～10頁参照〕	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号(その1)】 〔記載例11頁参照〕 ・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・ 自動車)【様式第13号(その2)】 〔記載例12頁参照〕	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、八雲町選挙管理委員会で受け付けます。

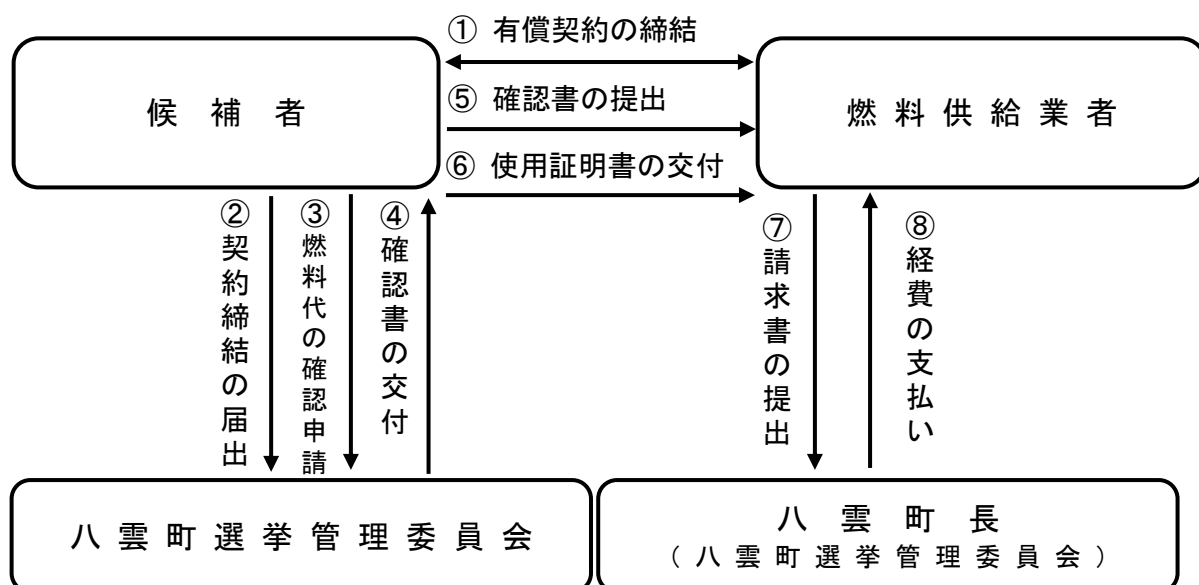
選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号（その2）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代） 【様式第13号（その3）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
 ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)〔記載例13頁参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】〔記載例14頁参照〕	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】〔記載例15頁参照〕	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】〔記載例16頁参照〕	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号(その2)】 〔記載例17～18頁参照〕	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号(その1)】 〔記載例19頁参照〕 ・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・ 燃料代)【様式第13号(その3)】 〔記載例20頁参照〕	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、八雲町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）

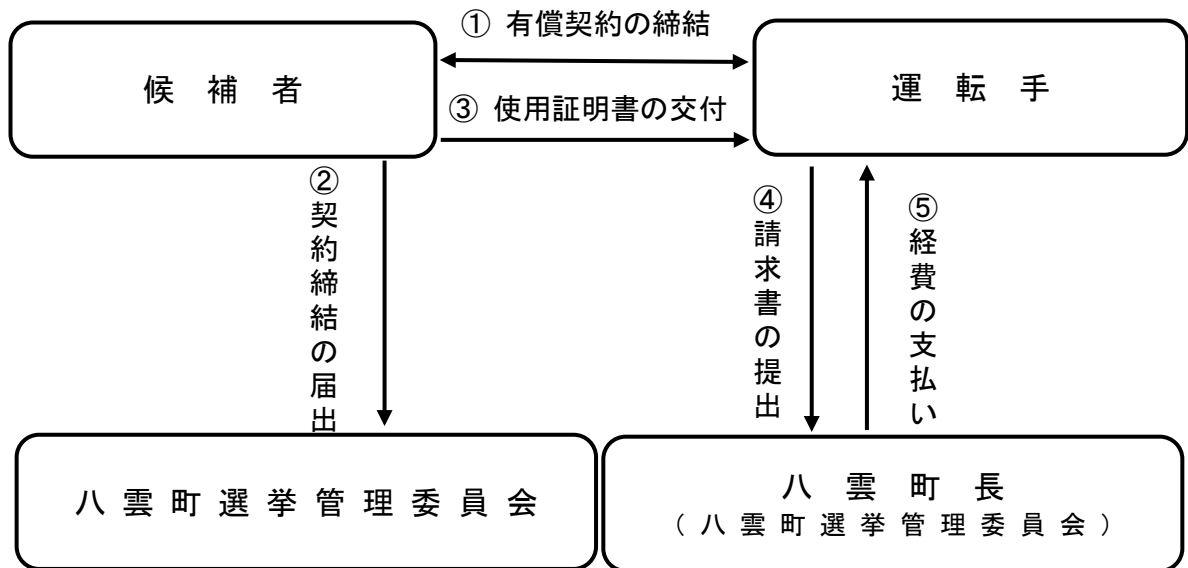
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の運転手の報酬）

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号（その3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手） 【様式第13号（その4）】	

選挙運動用自動車の使用 (運転手の雇用)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面)〔記載例21頁参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】 〔記載例22頁参照〕	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号(その3)】 〔記載例23頁参照〕	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号(その1)】 〔記載例24頁参照〕 ・請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・ 運転手)【様式第13号(その4)】 〔記載例25頁参照〕	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができません。

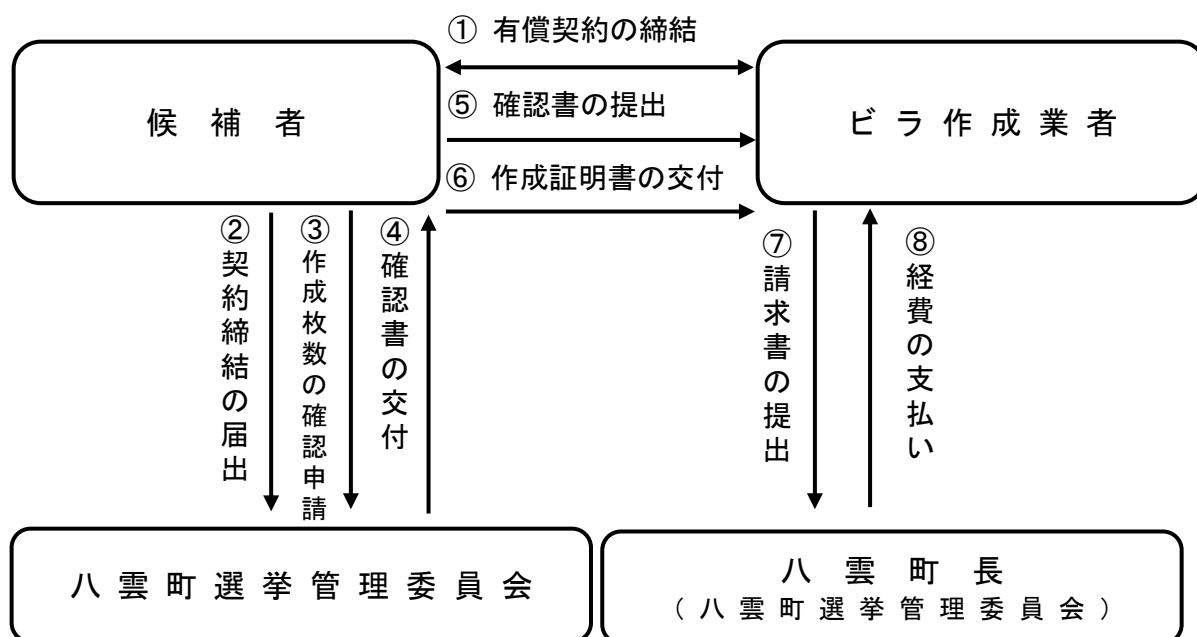
2 町長に対する上記の請求については、八雲町選挙管理委員会で受け付けます。

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成

☐ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号（その2）】	

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)〔記載例26頁参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】〔記載例27頁参照〕	①の契約書写し仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】〔記載例28頁参照〕	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】〔記載例29頁参照〕	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】〔記載例30頁参照〕	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	・請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号(その1)】 〔記載例31頁参照〕 ・請求内訳書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号(その2)】 〔記載例32頁参照〕	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

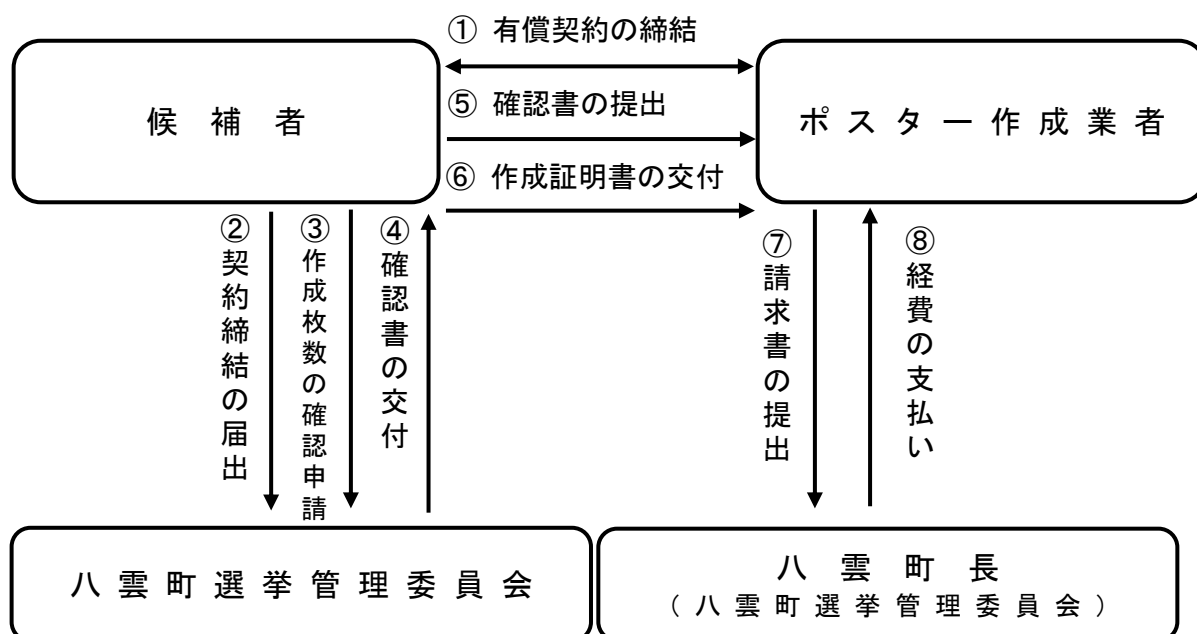
2 町長に対する上記の請求については、八雲町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□ 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号（その2）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)〔記載例33頁参照〕	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】〔記載例34頁参照〕	①の契約書写し仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】〔記載例35頁参照〕	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】〔記載例36頁参照〕	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】〔記載例37頁参照〕	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	・請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号(その1)】 〔記載例38頁参照〕 ・請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号(その2)】 〔記載例39頁参照〕	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、八雲町選挙管理委員会で受け付けます。

《 参考資料 》

八雲町議会議員・町長選挙における
選挙運動費用の公費負担制度
Q & A

八雲町選挙管理委員会
電話 0137-62-2111

公費負担に関するQ & A

このQ & Aは、八雲町議会議員及び町長選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

○目次

< 1 共通 >

- 1 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。 . . . 22
- 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。 . . . 22
- 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。 . . . 22
- 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。 . . . 22

< 2 自動車の借入れ >

- 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。 . . . 23
- 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費の負担対象になりますか。 . . . 23
- 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。 . . . 23
- 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。 . . . 23
- 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。 . . . 23
- 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。 . . . 24
- 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。 . . . 24
- 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。 . . . 24
- 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。 . . . 25
- 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。 . . . 25
- 11 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。 . . . 25

< 3 燃料の供給 >

- 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。 26
- 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。 26
- 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することは
できますか。 . . . 26
- 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はど
のようにすればよいですか。 . . . 26

< 4 運転手の雇用 >

- 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらって
いる場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。 . . . 27
- 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間
以外の期間についても公費負担の対象となりますか。 . . . 27
- 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となります
か。 . . . 27
- 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか。 . . . 27
- 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。 . . . 27

< 5 選挙運動用ビラの作成 >

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。 28
- 2 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか。 28
- 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。 28
- 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮
影費はどのように請求すればよいですか。 . . . 29

< 6 選挙運動用ポスターの作成 >

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。 . . . 30
- 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。 . . . 30
- 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場
合、併せて公費負担の対象となりますか。 . . . 30
- 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デ
ザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 . . . 30
- 5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内であ
る場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。 . . . 31

公費負担に関するQ & A

< 1 共通 >

Q1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき作成するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。
(印影など一部非開示部分あり)

< 2 自動車の借入れ >

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした自動車です。候補者一人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りるとはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる自動車は、候補者1人につき、1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル第、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。

< 2 自動車の借入れ >

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1ヶ月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

< 3 燃料の供給 >

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7, 700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

< 4 運転手の雇用 >

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

< 5 選挙運動用ビラの作成 >

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋
(文書図画の頒布)

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書区画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか。

- A
- ・枚数… 町長選挙 5,000枚以内
町議会議員選挙 1,600枚以内
 - ・種類… 2種類以内
 - ・規格… 長さ29.7cm × 幅21cm (A4版以内) 両面印刷が可能
 - ・記載内容… 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人の場合は、法人名及び所在地）を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付… 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

- A 次の方法により頒布することができます。
- ・新聞折込による頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象費用と対象外費用に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

< 6 選挙運動用ポスターの作成 >

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）
例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q5 ポスター作成費用の契約金額が「上限単価×上限枚数」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。
「上限単価」×「上限枚数」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、
「作成単価」及び「作成枚数」のそれぞれに上限が定められています。
公費負担額の計算は、上限単価、上限枚数と実際の契約単価、契約枚数とを比較してそれぞれ少ない方を掛け合わせた額となります。

(例)

- | | |
|-----------|------|
| ① 条例の上限単価 | 928円 |
| ② 条例の上限枚数 | 59枚 |
| ③ 実際の作成単価 | 650円 |
| ④ 実際の作成枚数 | 70枚 |

【正しい計算方法】

公費負担の対象単価

条例の上限単価と実際に作成（契約）した単価とを比較して少ない方
上記①と③のいずれか少ない単価を採用 ⇒ ③の650円

公費負担の対象枚数

条例の上限枚数と実際に作成（契約）した枚数とを比較して少ない方
上記②と④のいずれか少ない枚数を採用 ⇒ ②の59枚

公費負担額の算出

単価、枚数のそれぞれ少ない方を掛け合わせる

$$\text{③の650円} \times \text{②の59枚} = 38,350\text{円} \quad (\text{正しい請求金額})$$

【誤った計算方法】

上限単価 928円 × 上限枚数 59枚 = 54,752円 が上限額だと誤解し、この範囲内であれば公費負担となるものと思い、実際の作成単価③650円と実際の作成枚数④の70枚を掛け合わせて算出してしまった。

$$\text{③の650円} \times \text{④の70枚} = 45,500\text{円} \quad (\text{誤った請求金額})$$